

県内における高等教育環境の魅力発信業務委託仕様書

1 背景・目的

広島県では、大学進学時における転出超過が拡大し、県内大学への志願者確保を強化する必要があるなか、県内における充実した高等教育の環境を取材し、高校生やその保護者、高校の教諭等に発信することで、県内外の高校生が広島へ進学するイメージの醸成を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 高校生のニーズや県内の幅広い学生生活の掘り起こし

高校生が大学生活をイメージするために必要な情報の収集とともに、幅広いロールモデルとなる県内の学生生活に関する事例の掘り起こしを行うこと。

(2) 掲載内容の企画

次のテーマに沿って、ターゲットの関心を喚起する内容を企画し、取材計画を作成すること。

タイトル	TRUE 広島で学ぼう
ターゲット	県内外高校生及びその保護者、高校の進路指導教諭等
取材対象	県内の大学生及び県内大学・短期大学で履修できる学び
取材テーマ	<p>①元気な大学生インタビュー 県内学生から、進学時の背景や今夢中になっていること、身の回りのこと等取材し、キャンパス内外で健やかに学生生活を過ごす姿を紹介する。 ※受託者が提案する取材学生の収集方法のほか、教育ネットワーク中国が実施する自主事業（学生コンサート、映像コンテスト等）に参加する学生を取材することとする。</p> <p>②青春の記録 県内学生から、日常生活で思い出に残る写真を集め掲載する。</p> <p>③学生生活に係る追加コンテンツ ①、②以外の切り口で、衣食住などの学生生活に係るテーマを設定し、高校生が参考となる大学生のリアルを、県内学生を通じて紹介する。受託者の提案により内容を構成する。</p> <p>④広がれ！学びの視点 スポーツをテーマに、県内大学においてどのように学べ、将来どのような職業につながるか、さらに大学生活における部活やスポーツ観戦と勉学をどのように両立できるか等取材し、スポーツに関心がある高校生の選択肢を広げる。 (紹介する学び) 教育学・スポーツ学・健康科学・医学・栄養学・心理学・経済学・情報学 等</p>

参 考	過去の TRUE https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/daigakuportal/true.html
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 取材の実施

企画した内容に沿って大学及び大学生等の取材先を選定し、ヒアリング等により取材を行い、ターゲットが読みやすい文章にとりまとめること。

なお、取材先の決定に際しては、県と相談のうえ決定することとする。また、大学・教育ネットワーク中国へ取材を行う場合には、県から大学・教育ネットワーク中国へ取材依頼を行う。

(4) 冊子の制作

取材内容をもとに、冊子を作成するための編集及びデザインを行うこと。掲載する画像は撮影した素材やイラスト書下ろし等を使用し、ターゲットの興味関心を喚起するとともに、全体を通じて「広島県で元気に安心な学生生活が過ごせそう」との印象を与えるようなデザインとすること。

県との協議で決定したデザインにより、入稿用データを作成し、冊子を印刷すること。印刷した冊子及びデザインデータ（AI データ及び PDF データ）は、県へ納品すること。

【リーフレットの仕様】

判 型	A 4 タテ	刷 色	フルカラー
頁 数	16～24P（中綴じ）	紙 質	上質紙 110kg 程度 （表紙、本文ともに）
部 数	4,000 部		

(5) HP 掲載用原稿の作成

冊子のデザインをもとに、県HPへ掲載するための画像データの作成及び各種リンクバナーの作成を行うこと。作成するリンクバナーはサイズや矩形が異なる3種とする。各画像データのサイズは県と協議のうえ、決定する。

なお、県HPへの掲載作業は県が行う。

(6) 県との調整

業務の円滑な執行にあたり、県と綿密に打ち合わせを行うものとする。また、企画提案や進捗状況報告等の必要な資料について、県から依頼があれば速やかに提出するとともに、業務の実施に際し、県の要請に速やかに応じる。

(7) 実施体制及び年間スケジュールの作成

事前に実施体制及び年間スケジュールを作成し業務を進めていくこと。ただし、冊子の完成は令和9年2月末までを目指し、令和9年3月末までに県HPへの掲載を完了することとする。

なお、受託者が作成した実施体制及び年間スケジュールを基に、県との協議により年間スケジュールを決定するものとする。

上記(1)から(5)までの業務に関し、受託者から提案された具体的な内容については、本業務の仕様を構成するものとする。

また、本業務をより効果的に実施するために受託者から提案を受けた業務についても、同様とする。

5 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県との連絡調整を十分に図ること。
- (2) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。